



中小企業・個人事業者向け家賃・賃料等軽減助成金 支給申請受付について

町では、新型コロナウイルス感染症により影響を受け、売上減少に直面する中小企業・個人事業者のうち、家賃・賃料等を負担する事業者の事業継続を下支えします。

【対象】

(A：借主)

余市町内に本支店等事業拠点があり、令和3年(2021年)4月1日～令和3年12月31日の間に、家賃・賃料等を支払っている次の①から③全てにあてはまる方

- ① 中小企業または個人事業者
- ② 令和3年(2021年)1月～令和3年12月の売上高について
1ヵ月で前年または前々年同月比▲(マイナス)25%以上
または、連続する3ヵ月の合計で前年または前々年同月比▲15%以上
- ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料であること

(B：貸主)

余市町内に本支店等事業拠点を有する中小企業または個人事業者に対し、令和3年4月1日～令和3年12月31日間分の土地・建物の賃料を全部または一部を減免していること

【助成金支給額】

(A：借主)

家賃月額×1/2×3ヵ月

(1事業者あたり月額最大5万円×3ヵ月＝1事業者あたり最大15万円)

(B：借主)

(家賃月額のうち全部または一部減免相当額)×1/2×3ヵ月

(1事業者あたり月額最大5万円×3ヵ月＝1事業者あたり最大15万円)

【申請期間】 ～令和4年(2022年)1月17日(月)まで

【申請書類】 町ホームページよりダウンロードできるほか、商工観光課及び余市商工会議所で配付します。

【申請書提出先】

余市商工会議所 令和3年度余市町家賃等軽減助成金担当

黒川町3丁目114番地

電話：23-2116 FAX：22-5100

開所時間：平日(12月31日～1月5日を除く)午前8時45分～午後5時15分

※余市商工会議所が形式審査、町がその内容を精査し、町が支給(不支給)決定を行います。

問合せ 商工観光課 経済対策グループ

☎21-2125



令和3年度『特定計量器定期検査』のお知らせについて

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」により延期になりました、小型はかり定期検査日程表は次のとおりです。

小型はかり定期検査日程及び場所

8月4日(水) 午後1時30分～4時30分 福祉センター(富沢町)

8月5日(木) 午前9時30分～午後4時 中央公民館

8月6日(金) 午前9時30分～午後2時 中央公民館

商店、スーパーマーケット、食品加工場、学校、幼稚園、保育所、病院等で、取引や証明上の計量に使用するはかりは、検査を受けたものでなければなりません。

この検査を受けなければ、取引や証明上の計量に使用することができませんのでご注意ください。

問合せ 商工観光課 商工労政グループ ☎21-2125



人事異動(7月1日付)

◎余市町教育委員会発令 【新規採用職員】 ▼社会教育課主幹 秋元 秀樹

◎余市町公営企業発令 【新規採用職員】 ▼水道課浄水係主任 三間 康弘

余市町の空間放射線量率 6月23日～7月20日の本町の空間放射線量率は「平常レベル」でした。
放射線量率 (最高値：41nGy/h、最低値：37nGy/h、平均値：38nGy/h) ※平常時は10～60nGy/h程度